なお、令和６年12月３日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、優先交渉権者の選定の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成21年４月１日から公示開始日までに完成・引渡が完了した、次の①の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成16年４月１日から公示開始日までに完成・引渡しが完了した、次の②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　河川管理施設等構造令第２章の規定に基づくコンクリートダムで、高さ30m以上のダム建設工事（ダム再開発を含む。）（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

②　高さ15m以上の河川横断工作物（ダム、砂防堰堤等）の建設工事（再開発を含む。）なお、水門工事は除く。（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本建設工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本建設工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有し、かつダム工事総括管理技術者（コンクリートダム）の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成21年４月１日から公示開始日までに元請として完成・引渡しが完了した、上記⑸イ①に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成16年４月１日から公示開始日までに元請として完成・引渡しが完了した、上記⑸イ②に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、同種工事の経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/U23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、雨竜川ダム再生事業の内　雨竜第２ダム堤体建設第１期工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和６年10月９日

財務省大臣官房会計課長　奈良井　功

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　67、29

⑵　購入等件名及び数量

財務省理財局の情報システムに係る通信回線の提供等業務（次期）一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和６年11月11日17時30分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8940 東京都千代田区霞が関３－１－１　財務省東受付室内入札説明室

⑶　問い合わせ先　〒100―8940 東京都千代田区霞が関３－１－１　財務省大臣官房会計課契約第一係　高宮健史郎　電話03―3581―4111　内線2139